

令和6年8月30日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
中 尾 正 俊
(公印省略)

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、日本医師会より連絡がありました。

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算については、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において、前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算されることとなっております。

本通知は、厚生労働省より、会計検査院から居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適用を誤っていた事態についての指摘があったことから、居宅介護支援における特定事業所集中減算が適切に行われるよう、各都道府県や市区町村宛に確認や注意喚起等を促す事務連絡が発出されたこととお知らせするものです。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 Vol. 1304

居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について

(令6.8.13 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 吉田
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737